

証券コード 8254

2023年11月15日

(電子提供措置の開始日 2023年11月9日)

株 主 各 位

川崎市川崎区日進町1番地

株式会社さいか屋

代表取締役社長 山野井 輝夫

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上のご案内として、下記ウェブサイトにて「第92回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.saikaya.co.jp/company/kabunushisokai>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記東証ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名(会社名「さいか屋」)または証券コード「8254」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面による議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年11月29日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送のほどお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年11月30日（木曜日）午前10時30分 ※受付開始午前10時
2. 場 所 神奈川県横須賀市日の出町1丁目5番地
ヴェルフよこすか（横須賀市立勤労福祉会館）6階 第1会議室

3. 目的事項 報告事項

- 1 第92期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第92期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提示が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
 - ・会計監査人および監査等委員会の監査報告書
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

事業報告

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 当連結会計年度の経営成績の概況/事業の経過及び成果

第84期連結会計年度より8期連続で計上し続けた多額な赤字経営を解消すべく、今年度より抜本的な経営スキーム改革による黒字体質への早期転換を目指しており、その将来投資として事業構造改善費用を計上したものの、それを上回る事業利益を叩き出し、9期ぶりの黒字転換となりました。

第1四半期に開催した「創業150年記念感謝還元祭」、第2四半期に開催した「大幅改装のための改装売りつくしセール」が売上高増に寄与。第3四半期は、大型家電量販店であるヤマダデンキ開店に向けた改装工事（既存店舗の再編含む）の影響で藤沢店の売上高が減少したものの、第4四半期以降、6月2日のヤマダデンキ開店にて増加した入店客数により、百貨店ゾーンとの相乗効果が得られたことに加え、賃料収入が拡大いたしました。また、通期を通して行ってきた金・地金買取の好調に加え、グループのシナジー効果を活用した販売促進企画（健康食品の通販広告を神奈川新聞に掲載する等）や、各お取引先様との取引条件改定交渉を実施する等、様々な取組みにより抜本的な経営スキームの改革が進んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、売上高は5,204百万円(前年12か月(2021年9月1日～2022年8月31日)対比109.9%)、営業利益144百万円(前年12か月(同)対比343百万円の営業利益の改善)、経常利益132百万円(前年12か月(同)対比358百万円の経常利益の改善)、親会社株主に帰属する当期純利益9百万円(前年12か月(同)対比280百万円の親会社株主に帰属する当期純利益の改善)となり、通期での黒字化を実現しました。

セグメントの業績については、当社グループは百貨店業の単一セグメントのため、記載しておりません。

なお、当社の店別売上高は次のとおりであります。

店別売上高

店 別	金 額	構 成 比	前 期 比
藤 沢 店	2,445 百万円	55.9 %	102.6 %
横 須 賀 店	1,350	30.8	108.2
川 崎 店	582	13.3	118.3
計	4,379	100.0	106.2

注記1. 上記のほかに、テナント等の諸収入820百万円があり、売上高及び諸収入の合計額は5,199百万円であります。

2. 前期比は、前年12か月(2021年9月1日～2022年8月31日)と対比しております。
なお、当該期間は収益認識に関する会計基準を適用した場合の数値に基づいて対比しております。

② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は73百万円で、その主なものは藤沢店のヤマダデンキ入店に伴う既存店舗含む改装工事等の投資であります。これらの資金は、自己資金によりまかなっております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(訂正後)

区 分	第 89 期	第 90 期	第 91 期	第 92 期
	(2021年2月期)	(2022年2月期)	(2022年8月期)	(当連結会計年度) (2023年8月期)
売 上 高 (百万円)	15,002	13,814	2,416	5,204
経常利益 (△損失) (百万円)	△732	△464	△79	132
親会社株主に帰属する当期純利益 (△ 純 損 失) (百万円)	△846	△509	△82	9
1株当たり当期純利益 (△ 純 損 失) (円)	△271.35	△109.64	△16.66	1.97
総 資 産 (百万円)	11,213	12,245	12,151	12,153
純 資 産 (百万円)	514	433	581	576
1株当たり純資産額 (円)	△72.74	△62.08	△32.27	△33.34

- 注記 1. 1株当たり当期純利益 (△純損失) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式数を控除した株式数) により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数 (自己株式数を控除した株式数) により算出しております。
3. 第91期につきましては、事業年度の変更に伴い、2022年3月1日から2022年8月31日までの6ヵ月間となっております。
4. 第91期より、「収益認識に関する会計基準」等を適用しており、第91期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
5. 第91期において会計上の誤謬が判明したため、企業集団の財産及び損益の状況については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。なお、誤謬の訂正前の数値は次のとおりであります。

(訂正前)

区 分	第 91 期
	(2022年8月期)
売 上 高 (百万円)	2,416
経常利益 (△損失) (百万円)	△52
親会社株主に帰属する当期純利益 (△ 純 損 失) (百万円)	△55
1株当たり当期純利益 (△ 純 損 失) (円)	△11.26
総 資 産 (百万円)	12,178
純 資 産 (百万円)	608
1株当たり純資産額 (円)	△26.87

② 当社の財産及び損益の状況
(訂正後)

区 分	第 89 期	第 90 期	第 91 期	第 92 期
	(2021年2月期)	(2022年2月期)	(2022年8月期)	(当期) (2023年8月期)
売 上 高 (百万円)	14,540	13,314	2,070	4,379
テナント及び 手数料収入 (百万円)	448	486	342	820
当期純利益 (△純損失) (百万円)	△829	△511	△85	4
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△265.85	△109.96	△17.19	0.91
総 資 産 (百万円)	10,844	11,934	11,863	11,898
純 資 産 (百万円)	398	316	461	451

- 注記 1. 1株当たり当期純利益(△純損失)は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。
2. 第91期につきましては、事業年度の変更に伴い、2022年3月1日から2022年8月31日までの6カ月間となっております。
3. 第91期より、「収益認識に関する会計基準」等を適用しており、第91期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
4. 第91期において会計上の誤謬が判明したため、当社の財産及び損益の状況については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。なお、誤謬の訂正前の数値は次のとおりであります。

(訂正前)

区 分	第 91 期
	(2022年8月期)
売 上 高 (百万円)	2,070
テナント及び 手数料収入 (百万円)	342
当期純利益 (△純損失) (百万円)	△58
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△11.78
総 資 産 (百万円)	11,890
純 資 産 (百万円)	488

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社に対する議決権比率(%)			当社との関係
		直接保有分	合算対象分	計	
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス	2,131	37.22	13.14	50.36	役員 の 兼 務 等

注記 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスは、当社の議決権の37.22%を保有しております。また、同社と同一の内容の議決権を行使すると認められるものが当社議決権の13.14%を保有しており、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスは、当社の議決権の50.36%を保有する親会社であります。当社と株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスは、2021年4月16日に資本業務提携契約を締結し、相互の企業価値の向上を図っております。当社は資本業務提携契約に基づき、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスとの緊密な協力関係を保ちながら事業展開する方針ですが、同社との関係で事業活動上の制約はなく、当社の独立性は十分に確保されております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

- ・当社は、親会社との間で資金の借入契約を締結しておりますが、当該取引の借入利率は、市場金利を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しております。
- ・当社は、親会社の銀行借入について債務保証を行っておりますが、当該借入金は全額当社に融資されております。
- ・当社は、親会社から、当社が発行した商品券の保全措置に係る責務の保証を受けておりますが、これに伴う保証料は発生しておりません。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

- ・当社は、親会社との取引が発生する場合には、取引の合理性と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について取締役会で審議していることから、当社取締役会は、当該取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

- ・該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
アルファトレンド株式会社	20	100	時計・宝石・貴金属製品卸売業
株式会社さいか屋友の会	20	100	前払式特定取引業

(4) 対処すべき課題

2023年8月期より開始した抜本的な経営スキームの改革により黒字を達成したものの、改革は始まったばかりであり、黒字体質への早期転換に向けた取り組みをさらに進めていく必要があると考えております。

今後におきましても、全社的な既存店舗の再編、グループシナジー効果を活用した各種施策の実行、金・地金買取の強化を継続的に推進するとともに、藤沢店では2023年6月にオープンしたヤマダデンキとの相乗効果を狙った企画の強化、横須賀店では現在進行中である地下1階リニューアルなどにより、収益の拡大に努めてまいります。外商部門におきましては、引き続き高収益商材の販売強化や新規顧客(法人・個人)へのアプローチ強化に注力してまいります。

このほか、調達コストの低減、基幹業務の抜本的な見直し等を通じて「ローコストオペレーション」の推進を更に推し進め、コスト削減をはかってまいります。

(5) 継続企業の前提に関する重要事項等

該当事項はございません。

(6) 主要な事業内容 (2023年8月31日現在)

事業内容	主要業務
百貨店業	衣料品、食料品、雑貨、身回品、家庭用品等の販売
時計・宝石・貴金属製品の卸売業	時計・宝石・貴金属製品の納入

(7) 主要な営業所 (2023年8月31日現在)

① 当社の主要な事業所

名称	所在地
本社	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
川崎店	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
横須賀店	神奈川県横須賀市大滝町一丁目13番地
藤沢店	神奈川県藤沢市藤沢555番地
町田ジョルナ店	東京都町田市原町田六丁目6番14号

② 主要な子会社の事業所

名 称	所 在 地
アルファトレンド株式会社	神奈川県横須賀市大滝町一丁目9番地
株式会社さいか屋友の会	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地

(8) 使用人の状況 (2023年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
141 名	△9 名

- 注記 1. 使用人数には、グループ外への出向者（2名）は含まれておりません。
 2. 使用人のほかに、契約社員及びパートタイマー 246名がおります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
134 名	△7 名	48.4 歳	21.3 年

- 注記 1. 使用人数には出向者（2名）は含まれておりません。
 2. 使用人のほかに、契約社員及びパートタイマー 238名がおります。

(9) 主要な借入先の状況 (2023年8月31日現在)

当社の主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス	8,000 百万円
株式会社エーエフシー	625 百万円

注記 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年8月31日現在）

① 発行可能株式総数

普通株式	12,000,000株
A種優先株式	1,500,000株

② 発行済株式の総数

普通株式	4,970,314株
A種優先株式	1,483,036株

③ 株主数

普通株式	2,859名
A種優先株式	1名

④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数			合計株式 持株比率
	普通株式	A種優先株式	合計株式	
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス	1,837 千株	1,483 千株	3,320 千株	51.58 %
浅山忠彦	648	—	648	10.08
京浜急行電鉄株式会社	463	—	463	7.20
寺岡聖剛	275	—	275	4.29
さいか屋取引先持株会	194	—	194	3.01
株式会社横浜銀行	133	—	133	2.08
株式会社ファイブ・フォックス	109	—	109	1.70
山田祥美	79	—	79	1.23
株式会社SBI証券	62	—	62	0.98
松井証券株式会社	40	—	40	0.63

注記1. 持株比率は自己株式（16,064株）を控除して計算しております。

2. 当社が2010年3月31日に引受先を株式会社横浜銀行として発行した第三者割当によるA種優先株式について、2022年3月25日に、当該株式の全部を当社の親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスが譲り受けました。

(2) 新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況

(2023年8月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	浅山 忠彦	株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス永世名誉会長 株式会社エーエフシー代表取締役会長
代表取締役社長	山野井 輝夫	
取締役専務執行役員	脇田 篤朗	営業本部長
取締役常務執行役員	中野 宏治	管理本部長
取締役執行役員	田中 雄大	営業副本部長兼藤沢店長
取締役	浅山 雄彦	株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス代表取締役会長
取締役(常勤監査等委員)	稲毛 悟	
取締役(監査等委員)	木村 絵美	追手町法律事務所弁護士 株式会社レント社外取締役(監査等委員)
取締役(監査等委員)	嶋田 麗子	追手町法律事務所弁護士

- 注記 1. 取締役木村絵美及び嶋田麗子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役稲毛悟氏は、長年、当社経理部門に所属しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、監査の実効性を高めるため、同氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役木村絵美及び嶋田麗子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位及び担当
森 勇	2022年11月24日	辞任	取締役(監査等委員)
須賀 一也	2022年11月24日	辞任	取締役(監査等委員)

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である社外取締役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令で定める最低限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査等委員である社外取締役が責任の原因となった職務の執行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

④ 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	6名 (-)	15.8百万円 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	5 (4)	6.7 (1.7)

- 注記 1. 上記には2022年11月24日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって退任した2名を含んでおります。
2. 取締役(監査等委員を除く)報酬及び監査等委員報酬の限度額は、2022年5月24日開催の定時株主総会において取締役(監査等委員を除く)15,000千円(月額)、監査等委員1,500千円(月額)と決議いただいております(使用人兼務取締役の使用人給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は3名(うち監査等委員である社外取締役2名)です。

⑤ 取締役並びに執行役員個人の個人報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 決定方針の決定の方法

- ・当社は、2021年2月18日開催の取締役会決議によって、決定方針を定めております。

ロ. 決定方針の内容の概要

- ・役員個人の別月額報酬は、世間水準及び会社業績(利益水準、自己資本比率、株式時価総額など)や、従業員給与とのバランスを考慮して、次の方法により決定する。

- (1) 取締役の個人別月額報酬は、株主総会で決定した報酬総額の限度内において取締役会で決定するものとし、取締役その他の第三者に委任することができない。
- (2) 執行役員(取締役を除く)の個人別月額報酬は、取締役会で決定する。
- (3) 取締役及び執行役員の個人別月額報酬は、毎年見直すものとし、毎年11月に開催する定時株主総会と同日に開催する定時取締役会で決定する。

- ハ. 取締役及び執行役員の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役が判断した理由
- ・取締役及び執行役員の個人別の報酬内容の決定にあたっては、取締役会で決定方針との整合性を含めた検討を行った上で個別の報酬額を決議しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）木村絵美氏は、追手町法律事務所の弁護士であります。なお、当社と同法律事務所の間には特別な関係はございません。また、同氏は株式会社レントの社外取締役(監査等委員)を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はございません。
 - ・取締役（監査等委員）嶋田麗子氏は、追手町法律事務所の弁護士であります。なお、当社と同法律事務所の間には特別な関係はございません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役に関する事項

氏名	主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
木村 絵美	社外取締役就任後に開催された取締役会10回のうち9回、監査等委員会には10回のうち9回に出席しており、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会・監査等委員会の意思決定について適切で様々な助言・提言をおこなっております。
嶋田 麗子	社外取締役就任後に開催された取締役会10回のうち10回、監査等委員会には10回のうち10回すべてに出席しており、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会・監査等委員会の意思決定について適切で様々な助言・提言をおこなっております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

- ・監査法人アヴァンティア

② 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額 ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬の額	26 百万円 —
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	26

- 注記 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、当該期の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第1項の同意をおこなっております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

<解任>

1. 監査法人である会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると判断される場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任致します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。
2. 監査法人である会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、監査等委員は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容について検討し、解任することが妥当と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容の決定をおこないます。

<不再任>

監査法人である会計監査人が、監査品質、品質管理、独立性、その他総合的な監査能力等の観点から監査を適切に遂行することが困難と判断される場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を検討し、再任しないことが妥当と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定をおこないます。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況
該当事項はありません。

⑤ 当該事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

I. 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、事業経営の方針に関する事項等、取締役会規程に定める決議事項を審議・決議する機関であり、取締役会の中に社外取締役を選任することにより、取締役会の職務執行について、その適法性に関する監督機能の維持、向上を図っております。

② 取締役会で、コンプライアンスの定義・必要性・体制、遵守すべき項目等について記載した「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全従業員に反社会的勢力との関係遮断、個人情報保護等を含めた法令遵守の徹底をおこなっております。

③ 管理本部担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」では、当社及び子会社のコンプライアンスに係る情報の審議をおこなうとともに、コンプライアンスに関する重要事項について、協議をおこなっております。

④ コンプライアンス上問題のある事項について、全職員等が、コンプライアンス担当部署へ直接報告できる体制とし、報告を受けた場合、コンプライアンス担当部署は、速やかに改善指導をおこなうとともに是正・改善措置を講じております。

⑤ 内部監査部署は執行部門から独立した取締役会直属組織とし、コンプライアンス体制等の有効性及び適切性について監査をおこなっております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、規程により各会議の議事録及びその他の文書等を保存・管理するとともに、取締役、監査等委員等が必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態で保管管理しております。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 取締役会で「リスク管理規程」を制定し、リスクの種類ごとのリスク管理部署及びリスク全体の統括部署を定めており、会社のリスクを識別・分析し必要な対応策を実行することにより事前防止を図るとともに、リスク発生時における体制や再発防止策の策定等について定めております。
 - ② 取締役会等では、「リスク管理委員会」を通じて、リスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定をおこなっております。
 - ③ 内部監査部署は、リスク管理体制等の有効性及び適切性について監査をおこなっております。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
 - ① 業務の分掌及び職制並びに職務の権限に関する規程を制定しております。
 - ② 取締役会において業績ほか、主要事項の進捗管理をおこなっております。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社の子会社の取締役、執行役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ア. 当社は子会社管理規程を制定し、当該規程に基づき子会社における業務の適正を確保いたしております。
 - イ. 子会社はすべて取締役会設置会社となっており、当社は子会社に取締役及び監査役を派遣し、子会社の業務の適正を監視する体制となっており、子会社の業務の状況等は当社の役職員が出席する子会社取締役会の中で報告されております。
 - ② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 取締役会で制定した「リスク管理規程」を当社及び子会社共通の規程として定めております。
 - イ. 当社の取締役会等では、「リスク管理委員会」を通じて子会社のリスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定をおこなっております。
 - ウ. 内部監査部署は、子会社のリスク管理体制等の有効性及び適切性について監査をおこなっております。

- ③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
- ア. 子会社は、取締役等の職務の執行を効率的におこなうための必要な規程類を整備しております。
 - イ. 子会社取締役会の中では、規程類に基づき子会社の業績ほか、主要事項の進捗管理等について報告することとしております。
- ④ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 子会社全役職員に対し当社及び子会社共通の「コンプライアンス・マニュアル」を配付し法令遵守の徹底をおこなっております。
 - イ. 当社及び子会社共通の「コンプライアンスに関する通報規程」により、その目的及び窓口、通報方法が子会社全役職員に周知されております。
6. 財務報告の適正性を確保するための体制
- 当社及び子会社において財務報告の適正性を確保するため、取締役会で、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定しております。
7. 当社の監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社の監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助する使用人を配置します。
8. 当社の監査等委員の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
- 当該使用人の人事異動、懲戒等に関しては監査等委員の事前の同意を得ることとします。また取締役の指揮命令下に属さないものとし独立性を確保します。
9. 当社の監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社の監査等委員が必要とした場合の使用人は専任の従業員とし、監査等委員の職務を補助しうる人材を配置します。

10. 当社の監査等委員への報告に関する体制
 - ① 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員に報告するための体制
当社の取締役及び使用人は、法律の定める事項のほか、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題等について、コンプライアンス担当部署を通じ当社の監査等委員へ速やかに報告する体制としております。
 - ② 当社の子会社の取締役等及び監査役並びに使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員に報告するための体制
当社の子会社の取締役等及び監査役並びに使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法律に定める事項のほか、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題等について、当社のコンプライアンス担当部署を通じ当社の監査等委員へ速やかに報告する体制としております。
11. 当社の監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の全役員については、「コンプライアンスに関する通報規程」等により当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことと定めております。
12. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員の請求に基づき、会社法第399条の2第4項の定めにしたがい、必要な費用を支払うこととしております。
13. その他当社の監査等委員の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
 - ① 監査等委員会または監査等委員は、代表取締役等と定期的に会合をもち、取締役の経営方針を確かめるとともに、当社が対処すべき課題、取り巻くリスク、監査等委員監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をおこなうほか、監査法人とも同様に積極的な意見交換をおこなうとともに、内部監査部署とも連携をはかることとしております。
 - ② 監査等委員は、その他の取締役及び使用人とも必要に応じて会合を持つなど、監査環境の整備をおこなっております。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

原則として月1回定例取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議をおこなうほか、代表取締役、取締役、執行役員等によって構成される定例ミーティングを週1回開催し、経営体制や事業構造の改革等のテーマについて審議し取締役会の意思決定を補完しております。

② リスク管理体制について

リスク管理委員会を隔月1回開催し、グループ全体のリスクの発生状況について報告をおこなうとともに、その対策について検討をおこない、必要に応じた対応を実施いたしております。

③ コンプライアンス体制について

法令及び定款を遵守するため、コンプライアンス委員会を隔月1回開催し、当社及び子会社のコンプライアンスに係る情報の審議をおこなっております。

また、当社及び子会社共通の「コンプライアンスに関する通報規程」により内部通報の窓口を設置し、その目的及び窓口、通報方法を社内に掲示し、相談・通報を受け付けております。また「コンプライアンス・マニュアル」を定期的に改訂し、子会社を含めた全役職員に配付し、法令遵守の徹底をおこなっております。

④ 内部監査の実施状況について

内部監査室が、取締役会で承認を受けた内部監査計画に基づき、当社及び子会社において定期監査及び臨時監査を適時実施し、代表取締役及び取締役会に報告をおこなっております。

⑤ 監査等委員の職務の執行について

監査等委員の監査体制につきましては、月1回監査等委員会を開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告をおこなうとともに、常勤監査等委員は重要な会議に出席し、監査等委員会等を通じて他の監査等委員との情報共有をおこなっております。

監査等委員は内部監査部門と監査計画策定、内部監査結果、その他問題点に関する情報交換・意見交換を随時おこなうとともに、実地調査をおこなっております。

本事業報告に記載の百万円単位の金額並びに千株単位の株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産合計	12,153,094	負債合計	11,576,756
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,942,576	流動負債	2,175,498
現金及び預金	1,784,800	買掛金	938,116
売掛金	430,637	未払法人税等	20,247
商品	367,634	賞与引当金	11,497
貯蔵品	39,281	契約負債	875,564
その他	320,223	その他	330,072
固定資産	9,210,517	固定負債	9,401,257
有形固定資産	7,068,178	長期借入金	8,655,000
建物及び構築物	2,471,841	退職給付に係る負債	264,771
土地	4,563,475	資産除去債務	168,691
リース資産	7,225	その他	312,794
その他	25,636		
無形固定資産	14,393	純資産合計	576,338
ソフトウェア	14,393	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,127,945	株主資本	603,000
投資有価証券	252,895	資本金	2,195,768
長期貸付金	3,000	資本剰余金	1,887,556
敷金及び差入保証金	1,403,547	利益剰余金	△ 3,437,039
破産更生債権等	12,286	自己株式	△ 43,284
長期前払費用	406,310	その他の包括利益累計額	△26,662
その他	62,175	その他有価証券評価差額金	△26,662
貸倒引当金	△12,270		
資産合計	12,153,094	負債・純資産合計	12,153,094

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2022年9月1日)
(至 2023年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,204,675
売 上 原 価	2,082,740
売 上 総 利 益	3,121,935
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,977,785
営 業 利 益	144,149
営 業 外 収 益	15,128
受 取 利 息	85
受 取 配 当 金	2,795
ポ イ ン ト 調 整 額	6,670
有 価 証 券 売 却 益	2,468
そ の 他	3,110
営 業 外 費 用	26,938
支 払 利 息	26,597
そ の 他	340
経 常 利 益	132,340
特 別 損 失	116,795
固 定 資 産 除 却 損	127
事 業 構 造 改 善 費 用	116,667
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	15,544
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,801
当 期 純 利 益	9,743
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	9,743

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年 9月 1日)
(至 2023年 8月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,195,768	1,887,556	△3,420,008	△43,251	620,064
誤謬の訂正による 累 積 的 影 響 額			△26,774		△26,774
遡及処理後当期首残高	2,195,768	1,887,556	△3,446,783	△43,251	593,289
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			9,743		9,743
自 己 株 式 の 取 得				△32	△32
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計			9,743	△32	9,711
当 期 末 残 高	2,195,768	1,887,556	△3,437,039	△43,284	603,000

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	△11,651	△11,651	608,412
誤謬の訂正による 累 積 的 影 響 額			△26,774
遡及処理後当期首残高	△11,651	△11,651	581,637
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			9,743
自 己 株 式 の 取 得			△32
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△15,010	△15,010	△15,010
当 期 変 動 額 合 計	△15,010	△15,010	△5,299
当 期 末 残 高	△26,662	△26,662	576,338

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 2社
連結子会社は、アルファトレンド株式会社、株式会社さいか屋友の会であります。
 - (2) 非連結子会社の数 1社
非連結子会社は、株式会社サンパール藤沢であります。
 - (3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
2. 持分法の適用に関する事項
持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
適用外の非連結子会社は、株式会社サンパール藤沢であります。
3. 連結決算日の変更に関する事項
当社の親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスと決算期を統一することにより、当社における決算等の業務効率化を図ることを目的に、前連結会計年度より事業年度を毎年9月1日から8月31日までに変更しております。
これに伴い、決算期変更の経過期間となる前連結会計年度は2022年3月1日から2022年8月31日までの6ヶ月間、当連結会計年度は2022年9月1日から2023年8月31日までの12ヶ月間となっております。
4. 連結子会社の事業年度に関する事項
連結子会社の決算日は8月31日であり、連結決算日と同一であります。
5. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法）により算定しております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。
 - (ロ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商 品 主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
貯 蔵 品 主として最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法

- (イ) 有形固定資産 (リース資産を除く) ①償却方法
定額法によっております。
②耐用年数及び残存価額
法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (ロ) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法によっております。
ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- (ハ) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため引当てたもので、翌連結会計年度の支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

(イ) 商品の販売に係る収益認識

百貨店事業において多種多様な商品の販売を行っており、顧客に対し商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は顧客に商品を引き渡すことで充足されると判断し、当該商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(ロ) 自社ポイント制度に係る収益認識

当社は、さいか屋カード及びさいか屋現金専用ポイントカードに付与したポイントを履行義務として契約負債を識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

(ハ) 商品券に係る収益認識

当社で発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

(ニ) テナントに係る収益認識

百貨店事業において、当社が保有する店舗の売場スペース及び設備等を出店テナントに対し継続的に提供する取引であります。顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、契約期間にわたり収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

当社及び連結子会社は前連結会計年度中にグループ通算制度の申請を行い、当連結会計年度からグループ通算制度を適用しております。これに伴い法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。

II. 会計方針の変更にに関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準の適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は従来、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、横須賀店、サンパール藤沢ビル及び1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物及び構築物については定額法を、それ以外については定率法を採用していましたが、当連結会計年度より全ての有形固定資産(リース資産を除く)について定額法に変更いたしました。

この変更は、従来、売上の大半を占めていた百貨店事業から、より収益が安定したテナント事業へのウェイトを高めていくに従って、有形固定資産の使用状況が、より長期的かつ安定的に推移すると見込まれるため、使用期間にわたり均等に費用配分する定額法による減価償却を行うことが、有形固定資産の使用実態をより合理的に反映できると判断したことによるものであります。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

III. 表示方法の変更にに関する注記

該当事項はありません。

IV. 誤謬の訂正に関する注記

過去の連結会計年度における有形固定資産減価償却計算に関わる会計処理に誤りが判明したため、誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。影響額につきましては、連結株主資本等変動計算書の「誤謬の訂正による累積的影響額」に記載しております。

V. 会計上の見積りにに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	7,068,178千円
無形固定資産	14,393千円
投資その他の資産(長期前払費用)	406,310千円
減損損失	一千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(イ) 算出方法

当社グループでは、主要な事業として百貨店業を営んでおり、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。

減損の兆候がある店舗については帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を計上しております。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。

回収可能価額が使用価値の場合、割引前将来キャッシュ・フローは翌年度の計画を基礎に、将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、外部評価機関による不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。

(ロ) 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、主に当社の実績に基づく売上高・売上総利益率の予想であります。

正味売却価額は、外部の専門家である不動産鑑定士の評価に基づいており、不動産鑑定評価の算定における主要な仮定は、土地の市場価格及び建物の再調達原価、経済的耐用年数、収益価格等であります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、直接的な影響はほぼ終息したとみておりますが、消費志向の変化から、新型コロナウイルス感染症前の売上高水準にまでは戻らず、一定程度の影響が維持継続されていくものと仮定しております。

(ハ) 翌年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、外部情報を含めて入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、将来の不確実性は高く、なおも新型コロナウイルス感染症の影響を正確に予測することが困難な状況であるため、新型コロナウイルス感染症の影響が再発した場合や消費者行動の変化など仮定の見直しが必要となった場合には、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに影響を受け、結果として翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

また、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等は、将来の不動産市場の動向に影響を受ける可能性があり、その結果として正味売却価額が減少した場合には、翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

VI. 連結貸借対照表に関する注記

1. 資産につき設定している担保権の明細

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務						
種	類	期末帳簿価額	担保権の種類	内	容	期	末	残	高
建	物	1,424,731	根	抵	当	権			
設	備	766,061	根	抵	当	権			
土	地	4,560,366	根	抵	当	権			
合	計	6,751,159				合	計		—

(注) 担保に係る資産は、下記3.保証債務に記載している親会社の金融機関よりの借入金に対する担保提供になります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 12,280,573千円

3. 保証債務

当社の親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスの銀行借入金8,000,000千円について、連帯保証人となっております。

Ⅶ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	4,970,314	—	—	4,970,314
A種優先株式	1,483,036	—	—	1,483,036
自己株式				
普通株式	15,969	95	—	16,064

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加95株であります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

Ⅷ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については銀行預金に限定し、また、資金調達については銀行より借入及び社債、親会社からの借入等により調達する方針です。

デリバティブは、将来の相場変動リスクヘッジとして導入することとしており、投機目的のための取引や短期的売買差益の獲得を目的とする取引の利用は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券である株式等は、主に当社グループと資本関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、取引先に対し長期貸付を行っております。

敷金・差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債権である売掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の入金期日であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、営業取引及び設備投資に係る資金調達です。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	229,041	229,041	—
(2) 長期貸付金	3,000	2,990	△9
(3) 敷金及び差入保証金	1,403,547	1,302,176	△104,211
資産計	1,635,588	1,534,207	△104,220
(1) 長期借入金	8,655,000	8,655,015	15
負債計	8,655,000	8,655,015	15

(注1)「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2)市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は23,854千円であります。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期貸付金	—	3,000	—	—
敷金及び差入保証金	—	—	252,381	1,151,165
合計	—	3,000	252,381	1,151,165

(注4)長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	—	8,644,668	10,332	—
リース債務	3,814	4,106	—	—
合計	3,814	8,648,774	10,332	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	229,041	—	—	229,041
資産計	229,041	—	—	229,041

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	2,990	—	2,990
敷金及び保証金	—	1,319,858	—	1,319,858
資産計	—	1,322,848	—	1,322,848
長期借入金	—	8,655,015	—	8,655,015
負債計	—	8,655,015	—	8,655,015

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

IX.収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

藤沢店	2,799,396千円
横須賀店	1,613,099千円
川崎店	607,333千円
その他	156,624千円
連結子会社	231,460千円
内部売上高の消去	△226,477千円
合計	5,181,435千円

(注) 連結損益計算書上の売上高に含まれる顧客との契約から生じる収益以外の収益は23,239千円であり、これは「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく不動産賃貸収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」5. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	952,203
契約負債（期末残高）	875,564

契約負債は主に、当社が付与したポイント及び発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は219,819千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

2023年8月31日現在、商品券に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は804,658千円であり、当該残存履行義務について、商品券が使用されるにつれて主に今後1年から10年の間で収益を認識することを見込んでおります。また、ポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は29,647千円であり、当該残存履行義務について、ポイントの実際の利用に応じて今後1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

なお、当初の予想契約期間が1年以内の取引については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

X. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、神奈川県その他の地域において賃貸商業施設等を所有しております。なお、一部の賃貸商業施設等については当社が一部を使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

用途	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末における時価
賃貸等不動産	3,109	3,680
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	99,338	90,300

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づいております。

XI. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 Δ 33円34銭
 2. 1株当たり当期純利益 1円97銭

XII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月8日

株式会社さいか屋
取締役会御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 戸城 秀樹
業務執行社

指定社員 公認会計士 橋本 剛
業務執行社

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社さいか屋の2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社さいか屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産合計	11,898,373	負債合計	11,447,349
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,714,662	流動負債	2,097,279
現金及び預金	1,559,072	買掛金	936,438
売掛金	430,637	未払金	1,757
商品	367,634	未払法人税等	20,067
貯蔵品	38,746	未払費用	108,489
前払費用	17,740	預り金	140,824
未収金	183,602	賞与引当金	11,001
短期貸付金	12,137	契約負債	775,926
その他	105,090	その他	102,774
固定資産	9,183,711	固定負債	9,350,069
有形固定資産	7,067,664	長期借入金	8,625,000
建物	1,462,297	リース債務	4,106
設備	1,009,543	退職給付引当金	243,583
器具及び備品	25,122	資産除去債務	168,691
土地	4,563,475	預り敷金	273,061
リース資産	7,225	預り保証金	35,625
無形固定資産	14,393	純資産合計	451,024
ソフトウェア	14,393	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,101,653	株主資本	477,687
投資有価証券	246,318	資本金	2,195,768
関係会社株式	26,077	資本剰余金	1,860,578
長期貸付金	3,000	資本準備金	1,219,946
敷金	159,700	その他資本剰余金	640,632
差入保証金	1,198,054	利益剰余金	△3,535,375
破産更生債権等	12,286	その他利益剰余金	△3,535,375
長期前払費用	406,310	固定資産圧縮積立金	171,865
その他	62,175	繰越利益剰余金	△3,707,241
貸倒引当金	△12,270	自己株式	△43,284
		評価・換算差額等	△26,662
		その他有価証券評価差額金	△26,662
資産合計	11,898,373	負債・純資産合計	11,898,373

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書
(自 2022年 9 月 1 日)
(至 2023年 8 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,379,206
テナント及び手数料収入	820,486
売 上 原 価	1,867,895
テナント収入原価	219,924
売 上 総 利 益	3,111,872
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,972,697
営 業 利 益	139,175
営 業 外 収 益	14,341
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,792
ポ イ ン ト 調 整 額	6,670
有 価 証 券 売 却 益	2,468
雑 収 入	2,410
営 業 外 費 用	26,837
支 払 利 息	26,597
雑 損 失	239
経 常 利 益	126,679
特 別 損 失	116,795
固 定 資 産 除 却 損	127
事 業 構 造 改 善 費 用	116,667
税 引 前 当 期 純 利 益	9,883
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,400
当 期 純 利 益	4,483

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2022年 9月 1日)
(至 2023年 8月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金	
				固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	2,195,768	1,219,946	640,632	1,860,578	188,049	△3,701,134
誤謬の訂正による 累積的影響額						△26,774
遡及処理後当期首残高	2,195,768	1,219,946	640,632	1,860,578	188,049	△3,727,908
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮 積立金の取崩					△16,183	16,183
当 期 純 利 益						4,483
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計					△16,183	20,667
当 期 末 残 高	2,195,768	1,219,946	640,632	1,860,578	171,865	△3,707,241

	株 主 資 本			評価・換算 差 額 等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	
	利益剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	△3,513,084	△43,251	500,010	△11,651	488,358
誤謬の訂正による 累積的影響額	△26,774		△26,774		△26,774
遡及処理後当期首残高	△3,539,859	△43,251	473,235	△11,651	461,584
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮 積立金の取崩					
当 期 純 利 益	4,483		4,483		4,483
自己株式の取得		△32	△32		△32
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				△15,010	△15,010
当期変動額合計	4,483	△32	4,451	△15,010	△10,559
当 期 末 残 高	△3,535,375	△43,284	477,687	△26,662	451,024

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

売価還元法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

①償却方法

定額法によっております。

②耐用年数及び残存価額

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため引当てたもので、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、「退職給付会計に関する実務指針」（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法を採用しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を前事業年度の期首より適用しており、当社では主に、百貨店事業において多種多様な商品の販売を行っており、顧客に対し商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は顧客に商品を引き渡すことで充足されると判断し、当該商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。また、当社が保有する店舗の売場スペース及び設備等を出店テナントに対し継続的に提供する取引については、契約期間にわたり収益を認識しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準の適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は従来、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、横須賀店、サンパール藤沢ビル及び1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物及び構築物については定額法を、それ以外については定率法を採用していましたが、当事業年度より全ての有形固定資産（リース資産を除く）について定額法に変更いたしました。

この変更は、従来、売上の大半を占めていた百貨店事業から、より収益が安定したテナント事業へのウェイトを高めていくに従って、有形固定資産の使用状況が、より長期的かつ安定的に推移すると見込まれるため、使用期間にわたり均等に費用配分する定額法による減価償却を行うことが、有形固定資産の使用実態をより合理的に反映できると判断したことによるものであります。

これによる当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益への影響は軽微であります。

III. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

IV. 誤謬の訂正に関する注記

過去の事業年度における有形固定資産減価償却計算に関わる会計処理に誤りが判明したため、誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。影響額につきましては、株主資本等変動計算書の「誤謬の訂正による累積的影響額」に記載しております。

V. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	7,067,664千円
無形固定資産	14,393千円
投資その他の資産	406,310千円
減損損失	一千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表Ⅳ.会計上の見積りに関する注記に記載のとおりであります。

Ⅵ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産につき設定している担保権の明細

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務		
種類	期末帳簿価額	担保権の種類	内容	期末残高	
建物	1,424,731	根抵当権			
設備	766,061	根抵当権			
土地	4,560,366	根抵当権			
合計	6,751,159		合計		—

(注) 担保に係る資産は、下記3.保証債務に記載している親会社の金融機関よりの借入金に対する担保提供になります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 12,275,595千円

3. 保証債務

当社の親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスの銀行借入金8,000,000千円について、連帯保証人となっております。

4. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

種類	金額 (千円)
短期金銭債権	10,706
短期金銭債務	13,311
長期金銭債務	8,625,000

Ⅶ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

種 類	金 額 (千円)
営 業 取 引 に よ る 取 引 高	
売 上 高	3,135
仕 入 高	299,133
そ の 他	295,759
営 業 取 引 以 外 の 取 引 高	26,902

2. 特別損失

固定資産除却損

将来使用見込みがなくなった店舗設備等を除却したことによるものです。

その金額は、127千円であります。

Ⅷ. 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度の末日における自己株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)
自己株式				
普通株式	15,969	95	—	16,064

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加95株であります。

Ⅸ. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,806,925千円
減損損失	1,251,274千円
契約負債	135,789千円
退職給付引当金繰入限度超過額	74,536千円
資産除去債務対応費用	51,619千円
その他	68,827千円
小計	3,388,973千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,806,925千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,495,192千円
繰延税金資産小計	86,854千円
繰延税金負債との相殺	△86,854千円
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	75,779千円
資産除去債務対応費用	11,075千円
繰延税金負債小計	86,854千円
繰延税金資産との相殺	△86,854千円
繰延税金負債合計	—

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は前事業年度中にグループ通算制度の申請を行い、当事業年度からグループ通算制度を適用しております。これに伴い法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

X. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	(株) AFC-HD アムスライ フサイ エンス	静岡市 駿河区	2,131,839	健康補助食 品及び化粧品 等の製造 販売	(被所有) 直接 37.22	資金の借入先、 債務の保証、 債務の被保証、 役員の兼任	資金の借入 (注) 1	—	長期 借入金	8,000,000
							支払利息	24,680	未払費用	4,274
							債務の保証 (注) 2	8,000,000	—	—
							債務の被保証 (注) 3	741,123	—	—
						商品の販売	663	売掛金		
同一の 親会社 を持つ 会社	(株)エーエ フシー	静岡市 駿河区	200,000	健康補助食 品・化粧品 及び自然食 品等の販売	(被所有) 間接 13.14	資金の借入先、 商品の仕入先	資金の借入 (注) 1	—	長期 借入金	625,000
							支払利息	1,916	未払費用	—
							商品の販売 商品の仕入 (注) 4	981 75,703	売掛金 買掛金	43 8,556

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の借入については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 同社の銀行借入金に対する債務保証であり、取引金額は2023年8月31日現在の債務保証残高であります。なお債務保証にあたり資産の担保提供を行い、またこれに伴う保証料は発生しておりません。
3. 当社が発行した全国百貨店共通商品券の保全措置に係る債務の保証を受けております。なお、取引金額は2023年8月31日現在の債務保証残高であり、これに伴う保証料は発生しておりません。
4. 商品の仕入については、同社の原価等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

XI. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表」IX.収益認識に関する注記に記載のとおりであります。

XII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 Δ 58円64銭
2. 1株当たり当期純利益 0円91銭

XIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月8日

株式会社さいか屋
取締役会御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 戸城 秀樹

業務執行社員

指定社員 公認会計士 橋本 剛

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社さいか屋の2022年9月1日から2023年8月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び重要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を書さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を書さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月8日

株式会社さいか屋 監査等委員会

常勤監査等委員 稲 毛 悟 ㊟

監査等委員 木 村 絵 美 ㊟

監査等委員 嶋 田 麗 子 ㊟

(注) 監査等委員木村絵美及び嶋田麗子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
1	あさ やま ただ ひこ 浅山 忠彦 (1942年4月29日生) 再任	1969年6月 あさやま商事創業 1980年12月 味王食品株式会社 (現株式会社AFC-HDアムスライフサイエ ンス)設立 代表取締役就任 1993年8月 株式会社エーエフシー設立 取締役就任 2002年8月 同代表取締役会長就任(現任) 2003年9月 株式会社AFC-HDアムスライフサイエ ンス代表取締役会長就任 2016年11月 同永世名誉会長就任(現任) 2022年5月 当社代表取締役会長(現任)	648,600株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社の親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスの創業者であります。当社に対するAFCグループの支援体制を一層強固にすることにより、経営体制の強化を図り、持続的成長と企業価値の向上を目指すことができる人材として判断し、取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
2	やまのいてるお 山野井輝夫 (1954年8月27日生) 再任	1979年4月 森谷健康食品株式会社入社 2011年9月 株式会社エーエフシー入社 2011年9月 同取締役百貨店事業担当 2011年10月 同専務取締役百貨店事業担当 2016年6月 当社関連事業部長 2017年4月 同営業開発部長 2017年5月 同執行役員営業開発部長 2017年8月 同執行役員営業企画部長 2018年7月 株式会社エーエフシー取締役新規開発事業担当 2022年1月 当社取締役社長兼社長執行役員 2022年5月 同代表取締役社長(現任)	5,200株
【取締役候補者とした理由】 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスのグループ会社である株式会社エーエフシーにおいて、長年、同社の百貨店事業担当取締役を担い、新規開発事業の担当取締役も務めておりました。こうした経歴を通じて得た幅広い見識は、当社の百貨店事業の新たな成長戦略の推進に寄与するとともに、当社の企業価値向上と持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断し、取締役候補者となりました。			
3	わきたあつろう 脇田篤朗 (1960年7月9日生) 再任	1983年4月 当社入社 2010年3月 同川崎店長 2012年4月 同藤沢店長 2014年3月 同横須賀店長 2016年5月 同執行役員横須賀店長 2017年12月 同執行役員藤沢店長 2018年6月 同業務本部付執行役員 2019年3月 同執行役員MD統括部食品部長 2021年5月 同取締役執行役員横須賀店長 2022年4月 同取締役執行役員営業本部長兼横須賀店長 2022年5月 同取締役専務執行役員営業本部長(現任)	2,400株
【取締役候補者とした理由】 当社において、川崎店、横須賀店、藤沢店の店長を歴任しております。こうした経歴を通じて得た営業部門での豊富な経験は、当社の企業価値向上と持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断し、取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
4	<p>なかのこうじ 中野宏治 (1968年6月18日生)</p> <p>再任</p>	<p>1991年4月 当社入社</p> <p>2014年4月 同経営企画部部長代理</p> <p>2017年5月 同MD企画計画部長</p> <p>2019年8月 同営業計画部長</p> <p>2020年5月 同執行役員営業本部副本部長兼営業計画部長</p> <p>2021年2月 同執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長</p> <p>2021年5月 同取締役執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長</p> <p>2022年5月 同取締役執行役員管理本部長</p> <p>2023年1月 同取締役常務執行役員管理本部長 (現任)</p>	2,600株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社において、経営企画部、MD企画計画部、営業計画部の要職を歴任しております。こうした経歴を通じて得た、当社の営業部門・後方部門の両面に精通する幅広い見識は、当社の企業価値向上と持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
5	<p>たなかたけひろ 田中雄大 (1965年9月15日生)</p> <p>再任</p>	<p>1989年4月 当社入社</p> <p>2013年6月 同町田ジョルナ店長</p> <p>2014年3月 同藤沢店長</p> <p>2016年5月 同執行役員藤沢店長</p> <p>2017年4月 同執行役員川崎店長</p> <p>2018年6月 同執行役員藤沢店長</p> <p>2021年5月 同取締役執行役員藤沢店長</p> <p>2022年5月 同取締役執行役員営業副本部長兼藤沢店長 (現任)</p>	1,900株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社において、町田店、川崎店、藤沢店の店長を歴任しております。こうした店長職を通じて得た現場ならではの豊富な経験は、当社の営業力強化の推進に必要不可欠であり、これを発揮することにより、当社の企業価値向上と持続的成長を力強く推進できる人材と判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
6	あさ やま たけ ひこ 浅山 雄彦 (1968年12月7日生) 再任	2001年4月 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス入社 2001年7月 同取締役営業企画部長 2002年3月 同専務取締役営業本部長 2003年9月 同代表取締役社長 2005年11月 株式会社けんこうTV代表取締役社長 2006年11月 株式会社日本予防医学研究所代表取締役社長 2009年6月 株式会社エーエフシー代表取締役社長 2016年3月 本草製薬株式会社代表取締役社長 2019年5月 杭州永遠愛生物科技有限公司董事長 2021年5月 当社取締役(現任) 2021年11月 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス代表取締役会長(現任)	2,300株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたり、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス及びグループ会社の代表取締役を歴任し、強いリーダーシップに基づき経営を統括し、取締役としての責務を果たしています。これらの経験と知見は当社の企業価値向上と持続的成長に資するものと判断し、取締役候補者いたしました。			

- 注記
1. 浅山忠彦氏は親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスの創業者であります。
 2. 浅山雄彦氏は親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスの代表取締役会長であります。
 3. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 4. これまで当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しておりましたが、2022年4月をもって当該契約は終了しており、今後についても当面の間、契約をしない予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（3名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
1	いなげ さとる 稲毛 悟 (1956年3月1日生) 再任	1974年4月 当社入社 2009年9月 同内部監査室兼経理部グループマネージャー 2010年3月 同経理部グループ長 2014年4月 同経理部部長代理 2015年5月 同補欠監査役 2016年5月 同常勤監査役 2022年5月 同取締役監査等委員（現任）	4,800株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 当社の経理部門での実務経験が豊富であり、専門的見識を踏まえた妥当性及び適正性の見地から、監査等委員である取締役として適任と判断しました。			
2	きむら えみ 木村 絵美 (1981年8月26日生) 再任	2010年8月 弁護士登録(現任) 2010年8月 追手町法律事務所入所(現任) 2016年8月 株式会社レント社外取締役 2022年8月 同社外取締役監査等委員(現任) 2022年11月 当社取締役監査等委員（現任）	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 弁護士としての専門知識と経験を有しており、直接会社経営に関与された経験はございませんが、専門的見地から法令遵守やコーポレートガバナンスに対する指導を含め監督機能を果たしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。			
3	しま 麗子 嶋田 麗子 (1977年11月19日生) 再任	2015年12月 弁護士登録(現任) 2017年3月 追手町法律事務所入所(現任) 2022年11月 当社取締役監査等委員（現任）	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 弁護士として、企業法務等に関する知見を生かした専門的見地から、直接会社経営に関与した経験はございませんが、貴重かつ適切な意見を当社の取締役会及び監査等委員会に反映していただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。			

- 注記
- 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 木村絵美、嶋田麗子の両氏はそれぞれ会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 - 当社は木村絵美、嶋田麗子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - 木村絵美、嶋田麗子の両氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。
 - 当社と木村絵美、嶋田麗子の両氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、監査等委員である取締役の候補者の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。
 - これまで当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結していましたが、2022年4月をもって当該契約は終了しており、今後についても当面の間、契約をしない予定であります。

(ご参考)

「当社の社外取締役選任方針」

1. 社外取締役の役割ならびに選任について

当社が求める社外取締役の役割は、経営監視機能の強化と取締役の職務執行に対する取締役会の監督・助言・提言により、コーポレートガバナンスの強化を図り、グループの企業価値・株主共同の利益の継続的な向上を目指すことにあります。

なお、その選任にあたりましては、会社法に準拠した上で、以下の適性を考慮し、総合的に判断しております。

- ① 社外取締役候補者は人格、見識に優れた人材であること
- ② 社外取締役候補者は、会社経営、法曹、行政、会計、教育などの分野で指導的役割を務めた者又は政策決定レベルの経験を有する者であること
- ③ 社外取締役候補者は、社会、経済動向などに関する高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を有する者であること
- ④ 社外取締役候補者は、取締役会等の会議において、率直に疑問を呈し、議論を行い、再調査、継続審議、議案への反対等の提案を行うことができる精神的独立性を有するものであること

2. 社外取締役の独立性について

当社の社外取締役が、当社の一般株主との間に利益相反を生じるおそれのない独立役員であるためには、以下のいずれかに該当するものであってはならない

- ① 当社グループを主要な取引先とする者
- ② 当社グループを主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ③ 当社グループの主要な取引先である者
- ④ 当社グループの主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ⑤ 当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- ⑥ 当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと
- ⑦ 当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと
- ⑧ 当社グループから一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑨ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者
- ⑩ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
- ⑪ 当社グループの業務執行取締役、常勤監査等委員が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ⑫ 上記①～⑪に過去3年間において該当していた者
- ⑬ 上記①～⑪に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
- ⑭ 当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等以内の親族

(注) 1 ①及び②において、「当社の主要な取引先とする者 (又は会社)」とは、「直近事業年度におけるその者 (又は会社) の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者 (又は会社)」をいう。

2 ③及び④において、「当社の主要な取引先である者 (又は会社)」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社におこなっている者 (又は会社)、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者 (又は会社)」をいう。

3 ⑤、⑧、⑨及び⑩において、「一定額」とは「年間1,000万円」であることをいう。

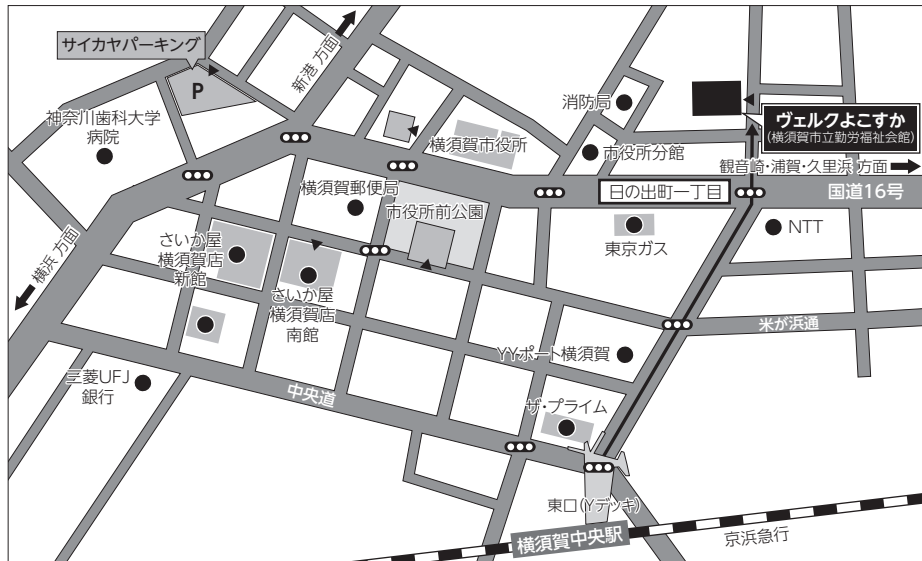
以上

株主総会会場ご案内図

----- 会場 -----

ヴェルクよこすか (横須賀市立勤労福祉会館) 6階 第1会議室

〒238-0006 神奈川県横須賀市日の出町1丁目5番地



交通アクセス/京浜急行 横須賀中央駅 東口より徒歩約6分

※ 当会場には駐車場のご用意がございませんので、お越しの際は、電車、バスをご利用ください。

なお、サイカヤパーキングはご利用いただくことができます。ご利用の株主様は駐車券を株主総会受付にご提示ください。駐車料金を5時間まで無料とさせていただきます。(サイカヤパーキングから株主総会会場までは徒歩約11分)

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。